

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七戸町長 小 又 勉

市町村名 (市町村コード)	七戸町 (02402)
地域名 (地域内農業集落名)	天間林地区 (赤川向、姥沢、榎林家ノ後、榎林家ノ前、榎林小川向、榎林中田、榎林古屋敷、榎林前田、夷堂、大渡、貝塚家ノ前、上田坪、川口、皂、竿打川原、坂ノ外、地藏堂、柴館道ノ下、下田坪、李沢家ノ後、李沢家ノ前、李沢道ノ下、堰合、堰添、千刈道ノ上、千刈道ノ下、卒古沢南平、塚長根、附田家ノ前、附田川目、附田向、附田向川目、寺沢前、中岫太田嶋、中岫長沢下、中岫花松下、中岫番屋、中岫東道添、中岫村ノ上、沼頭、沼尻、野崎、野崎揚地北、野崎境田、野崎樋場、野崎前平、野崎森ノ下、橋向、鉢森平、花松林ノ根、二ツ森家ノ後、二ツ森家ノ表、二ツ森家ノ下、堀切、前左野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が少ない。後継者が不足している。高齢化が進んでいる。離農者が増加傾向にある。
- ・地域内で高齢化が進み、荒廃農地等が増加している。
- ・条件の悪い農地などが、遊休農地あるいは荒廃農地化している。
- ・条件の悪い農地は、受け手がない。
- ・担い手が少なく、農地の維持及び地域農業の継続が大きな課題である。
- ・高齢化が進んでおり、後継者等の検討が必要である。
- ・若い担い手の育成と確保が必要である。

【地域の基礎データ】

認定農業者：63名（うち60歳未満：13名）

主要な作物：水稻・野菜（ながいも、にんにく）など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続に向け、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。
- ・農作業の効率化・省力化が期待できるスマート農業の導入を図る。
- ・気候変動に対応した栽培及び技術対策など、国、県及び関係機関と連携、支援を受け安定した農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1263.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1263.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・現在の耕作地を維持し、非農地化や保安全管理のみを行う区域は設けない。
- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、車両の往来が困難な農地については保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・貸し付け意向のある農地は、地域内における今後中心となる担い手農業者を中心に集約を図る。
- ・中間管理機構を通じた貸し付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を進める。
- ・法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。

（２）農地中間管理機構の活用方針

- ・毎年農家アンケートを行い、農家の意向を把握し、農地中間管理機構を通じ、担い手への貸付けを進める。
- ・段階的に集約化を進めるため、担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構を活用する。
- ・農地中間管理機構を活用し、新たな担い手が参入しやすい環境づくりを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・今のところ取組予定はない方針
- ・ニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
- ・地域の営農特性や立地条件を踏まえつつ、地域の合意に基づいて圃場整備や農地の集団化を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・関係機関と連携を図り、相談対応等に取り組む。
- ・法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、多様な経営体にも配慮する。
- ・認定農業者や法人及び認定新規就農者など農業を担う者を確保していくため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
- ・地域内はもとより、地域外からの担い手を受け入れることも視野に入れ確保・育成に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・ 水稲への航空防除は、農薬散布作業の省力化につながり、引き続き実施する。
- ・ 作業の効率化が期待できる防除作業は、農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻の特別栽培を継続し、需要の開拓と合わせて栽培についての知識や技術の習得も見据える。
- ③ 担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
- ③ スマート農業については、導入効果や費用対効果や草刈りの省力化などの検証を行い、導入の検討を行う。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な維持管理を行う。
- ⑦ 担い手が耕作できない農地の管理（住宅地周辺の小さな農地）については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討を行う。